

別表第1(第6条関係)

法第108条第1項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

		収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
1 施行規則第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小 計					
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小 計					
3 施行規則第14条第4号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小 計					
合 計						

注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者であるものを除く。)が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた第一種適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとする。

2 収益の額は、施行規則第14条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原

価で除して得た数値に、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

3 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

4 接続料規則第11条(第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。)、第12条(第5項の規定を除く。)&及び第13条の規定は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。)
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
第11条第2項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
第11条第3項	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
	法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて
第11条第4項	第一種指定設備管理部門	設備管理部門及び設備利用部門

	第一種指定電気通信設備	設備管理部門及び設備利用監視
第11条第5項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用
	一般法定機能の	第一号算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第12条第1項及び第13条第1項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務

- 5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 6 2の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第14条第2号に掲げる第一種公衆電話機の一台中当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台中当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。